各 位

会 社 名 楽天株式会社

代表者名 代表取締役会長兼社長 三木谷 浩史

(コード:4755 東証第一部)

本開示文書についての問合せ先

役 職 副社長執行役員 最高財務責任者

氏 名 廣瀬 研二

電 話 050-5581-6910

定款一部変更のお知らせ

当社取締役会は、本日、定款一部変更について、下記の通り、2020年3月27日開催予定の当 社第23回定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせします。

記

1. 提案の理由

業務執行取締役等でない取締役及び監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第 427 条第1項の規定による責任限定契約を締結するため、現行定款第 27条(取締役の責任免除)及び第 35条(監査役の責任免除)の一部をそれぞれ変更することにつきご承認をお願いするものです。

なお、現行定款第27条の変更に関しましては、各監査役の同意を得ています。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりです。

(下線部分は変更箇所)

	現行定款	変更案
(取締役の責任免除)		(取締役の責任免除)
第27条	当会社は、会社法第426条第1項の	第27条 (現行どおり)
	規定により、任務を怠ったことに	
	よる取締役(取締役であったもの	
	を含む) の損害賠償責任を、法令の	
	限度において、取締役会の決議に	
	よって免除することができる。	
2 当	会社は、会社法第427条第1項の規定	2 当会社は、会社法第427条第1項の規定
に	より、社外取締役との間に、任務を怠	により、取締役(業務執行取締役等であ

現行定款

ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める額とする。

(監査役の責任免除)

第35条 当会社は、会社法第426条第1項の 規定により、任務を怠ったことに よる監査役(監査役であった者を 含む)の損害賠償責任を法令の限 度において、取締役会の決議によ って免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定 2 により、<u>社外監査役</u>との間に任務を怠ったことによる<u>社外監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

変更案

<u>るものを除く)</u>との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契 約を締結することができる。ただし、当 該契約に基づく賠償責任の限度額は、 法令の定める額とする。

(監査役の責任免除)

第35条 (現行どおり)

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に任務を怠ったことによる<u>監査役</u>の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

3. 変更の日程

定款変更のための株主総会開催日 2020年3月27日

以上